

2 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第72号を発行させていただきます。
インフルエンザが流行しているようです。これから確定申告の時期ですので、特に用事がなければ人ごみの多い所に出かけるのは控えておこうと思っております。

今月も西国三十三所巡りで参拝に訪れたお寺の写真と和歌山県田辺市の高山寺の早咲きの桜の写真を掲載いたします。



(写真は、橿原神宮です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**H30年分の確定申告について、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**習慣をちょっと変えてみる その9** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 H30年分の確定申告 について

平成30年分の確定申告の提出時期が近づいてきました。個人事業主の方々は、昨年の書類の整理を済ませて確定申告を提出する準備をしないといけない時期になり少しずつ気持ちが焦ってきているのではないのでしょうか。そこで、平成30年分の確定申告について簡単に説明させていただきます。

提出期間	申告所得税 H31年2月18日からH31年3月15日まで。 なお還付申告（所得税の還付をしてもらう申告）につきましては、2月18日以前でも提出することは可能です。 *早く所得税の還付を受けたい方はお早めに還付申告をすることをお勧めいたします。 消費税 H30年2月18日からH30年4月1日まで。
納付	現金で納付される場合 申告所得税 平成31年3月15日まで 消費税 平成31年4月1日まで 振替納税を利用されている場合 申告所得税 平成31年4月22日 消費税 平成31年4月24日
延納	申告所得税額を1回で納付するのが困難な場合に2回の分割にすることができます。 延納を届け出る額によっては 利子税(1.6%) が必要になる場合がございます。

す。
**今年は、延納届出額を 299,000 円までに
 されると上記の利子税はかからないこと
 になっております。**



(写真は、飛鳥坐神社です)

H30 年分の確定申告の変更点

・配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いの変更

H30 年分の確定申告から配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。

・配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

<納税者本人の受ける控除額>

所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が 150 万円に引き上げられています。

配偶者特別控除は、配偶者の給与収入の上限が 201 万円まで低減しながら消滅していきます。

	改正前	改正後
配偶者控除を受ける場合 配偶者の給与収入の上限	103 万円	150 万円
配偶者特別控除を受ける場合 配偶者の給与収入の上限	141 万円	201 万円

<納税者本人の所得制限>

配偶者控除を受ける世帯が増えることにより税収減になるのを防ぐために、納税者本人の所得制限が設けられました。

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除額
給与収入 1,120 万円（合計所得 900 万円）以下	38 万円
給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下 （合計所得 900 万円超 950 万円以下）	26 万円
給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下 （合計所得 950 万円超 1,000 万円以下）	13 万円

*** 合計所得金額が 1,000 万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。**

【参考文献】

- ・国税庁発行のリーフレット



(写真は、飛鳥寺の飛鳥大仏です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

行政手続き関連

日経新聞に「オンライン手続き完結 社会保険や補助金申請 中小の負担軽く 20 年度から」、の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府は 2020 年度から、主に中小企業向けに行政手続きを簡素にする方針だ。補助金の申請や社会保険の手続きについて、オンラインで完結できるようにする。

- ・行政手続きの簡素化は、法人のマイナンバーにあたる法人番号を行政サービスのIDとして活用する。IDとパスワードを組み合わせ、ネット上ですべての手続きを済ませられるようにする。
- ・19年度は経済産業省がものづくり補助金などを対象に先行して始め、20年度から全省庁に広げることを想定している。
- ・補助金の申請では、紙の申請書を作ったり、窓口を訪問して書類を提出したりする必要がなくなる。
- ・政府は利用を拡大するため、地方自治体にも広く参加を促す方針だ。
- ・中小企業に負担を強いるお役所仕事を効率化すれば、日本全体の生産性向上にもつながるとみている。

などと書かれておりました。

*行政手続きがオンラインで済ませられると作業時間がかなり減らせるので、早く始めていただきたいです。



(写真は、西国七番札所の岡寺です))

手形電子化関連

日経新聞に「手形電子化1割どまり 中小企業コストが壁 導入10年、利用進まず」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・企業が振り出す「紙の手形」がなくなる。国と銀行がインターネット上で流通する「電子手形」を始め

て10年以上たつが、紙の流通枚数の1割にとどまることが分かった。

- ・企業は印紙税を節約でき、保管する手間を省くこともできる。銀行が課す手数料が大企業に有利になる設定で、中小零細企業が使うと逆に負担増となるためだ。
- ・利用登録した企業は全国企業の1割を超えた程度の約46万社にとどまる。中小零細企業の多くが電子手形を利用していない。
- ・最も大きなカベはコストだ。銀行の手数料がかかると電子手形で受ける恩恵を相殺するどころか、逆に負担増となる場合がある。

などと書かれておりました。

*手形の場合は額面金額が大きくなるほど印紙税が増えていくのですが、電子手形は債権額に関係なく銀行に支払う料金が一律なため、少額の手形を発行する中小企業には電子手形を利用するメリットが現状ではないようです。



(写真は、岡寺からの眺めです))

4 習慣をちょっと変えてみる その9

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、ストレス緩和につながる内容として「変わることを恐れない 一過去への執着と手を切る」についての情報をご紹介します。

参考文献には、

・桜の花の美しさとはかなさは、日本人の最も好むところ。はかないがゆえに美しいという無常観。その無常観が日本に定着するのは、禅というのが到来し、その思想が広がってからだと言われています。禅の思想と桜を愛でる心には、実は深い関係があるのです。

・人生もまた同じ。それは常に移ろい、変化を遂げていくものです。年齢的な変化もあるし、環境の変化もあるでしょう。それらの変化を恐れないことです。

・柔軟な心で変化を受け入れ、過去に執着しないこと。変化を嘆くのではなく、そこに新たな美しさや希望を見出すこと。そんな人生を送りたいものです。

などと書かれておりました。

このテーマを今回選ばせていただいたのは、私自身若い頃に比べるとかなりマシにはなっていると思いますが、まだまだ過去への執着があるので、自分に言い聞かせる意味もあって選ばせていただきました。

仕事の事でうまくいかなかった時などはなかなかその事を引きずったまま仕事をしてしまっていることがよくあり、集中力が低下してしまっています。

その時は、そのうまくいかなかった結果ばかりが気になってしまい、どうしてそのような結果をもたらす事になってしまったのかを冷静に自分を見つめなおせていない状態なのですね。まずは自分を客観的に見つめなおしてみることが大切のように思います。

それにはまず深呼吸を何度かしてみることをお勧めいたします。その上でうまくいかなかった原因を自分なりに突き止めることができれば、自分の感情が落ち着いてくるように思います。

それは過去に起こった事を振り返っているだけで、今は何も問題が起きていないことを認識できていない状態です。今は何も問題が起きていないので、「この程度で済んでよかったなあ」と思えるようになるのではないのでしょうか。

【参考文献】

・禅、シンプル生活のすすめ 著者 柘野俊明 (ますの

5 編集後記

私用で昨年から1か月に2回程度出身地の和歌山県田辺市に出かけております。

今回は、テレビの情報番組で田辺市の高山寺の早咲きの桜の事を取り上げていたので、先月田辺市まで出かけた際に高山寺に立ち寄ってその桜を見てきました。その時に撮影した桜の写真をご紹介します。



高山寺で写真を撮っていて、小学生の頃に友達とこの桜の木の横でおもちゃのバットとボールで野球をしていたことを思い出しました。よく遊んでいた場所なのにその桜が早咲きだったなんて知りませんでした。お近くに行かれる際には立ち寄ってご覧になってください。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。